

議案第 87 号

世田谷区立特定公共賃貸住宅及び世田谷区立ファミリー住宅の指定管理者の指定

上記の議案を提出する。

令和 3 年 9 月 15 日

提出者 世田谷区長 保 坂 展 人

(説明) 世田谷区立特定公共賃貸住宅及び世田谷区立ファミリー住宅の指定管理者を指定するため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、本案を提出する。

世田谷区立特定公共賃貸住宅及び世田谷区立ファミリー住宅の指定管理者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、世田谷区立特定公共賃貸住宅及び世田谷区立ファミリー住宅の指定管理者を次のとおり指定する。

施設の名称	指定管理者		指定の期間
	名称	所在地	
世田谷区立玉川三丁目特定公共賃貸住宅	株式会社東急コミュニティ	東京都世田谷区用賀四丁目10番1号	令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで
世田谷区立上馬四丁目特定公共賃貸住宅	株式会社東急コミュニティ	東京都世田谷区用賀四丁目10番1号	令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで
世田谷区立上用賀五丁目特定公共賃貸住宅	株式会社東急コミュニティ	東京都世田谷区用賀四丁目10番1号	令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで
世田谷区立弦巻五丁目ファミリー住宅	株式会社東急コミュニティ	東京都世田谷区用賀四丁目10番1号	令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで
世田谷区立赤堤一丁目ファミリー住宅	株式会社東急コミュニティ	東京都世田谷区用賀四丁目10番1号	令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで
世田谷区立中町四丁目ファミリー住宅	株式会社東急コミュニティ	東京都世田谷区用賀四丁目10番1号	令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで
世田谷区立桜丘五丁目第二ファミリー住宅	株式会社東急コミュニティ	東京都世田谷区用賀四丁目10番1号	令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで
世田谷区立経堂四	株式会社東急コ	東京都世田谷区用賀	令和4年4月1日から

丁目ファミリー住宅	コミュニティー	四丁目10番1号	令和9年3月31日まで
世田谷区立深沢四丁目ファミリー住宅	株式会社東急コミュニティー	東京都世田谷区用賀四丁目10番1号	令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで